

政令指定都市の指定要件

人口要件 = 50 万人以上（地方自治法）

これまでの指定：近い将来 100 万人を超える見込みのある
80 万人以上

合併特例：70 万人程度以上

（平成 22 年 3 月 31 日までの合併自治体）

政令指定都市は、地方自治法第 252 条の 19 において、「人口 50 万人以上で政令で指定する市」と規定されていますが、これまでの指定状況を見ると人口 100 万人以上、又は近い将来にこれを超える見込みの 80 万人以上の市が指定されてきました。

また、市町村合併を進める国の方針により、国が策定した「市町村合併支援プラン（平成 13 年 8 月）」において、近い将来 100 万人を超えると予測されない場合でも平成 17 年 3 月までに合併した自治体に限って「弾力的な指定を検討する」とされていて、静岡市の例等によれば人口 70 万人程度に緩和されており、平成 17 年 8 月に示された「新市町村合併支援プラン」においても、平成 22 年 3 月までの間はこの緩和措置が継続されることとなっています。

都市機能や行財政能力については、特に法令で規定されていませんが、これまで政令指定都市に指定された都市では次のような要件を満たしているため、これに遜色のない条件を満たす必要があると推察されます。

第一次産業就業者比率が 10 % 以下であること

都市的形態、機能を備えていること

移譲事務処理能力を備えていること

行政区の設置、区の事務処理をする体制が整っていること

政令指定都市移行に関して県と市の意見が一致していること

